委員長報告から

総務常任委員会

【第6回委員会分】

委員から、私学振興助成費について、支援する対象者が減ったということで、大幅な減額補正となっているが、その理由は何かとの質疑があり、執行部から、これらの支援金等については、制度の性格上、年度途中で予算が不足することを避ける必要があるため、対象生徒数を当初予算で若干多めに見積もっている、今回、最終的に学校から申請される対象生徒数を確定するに当たり、その生徒数が減ったため、減額となったとの答弁がありました。

次に、委員から、市町村行政維持向上支援事業について、この事業で、市町村の今後の行政体制の在り 方を検討したということだが、どういった方向で取りまとめるのかとの質疑があり、執行部から、市町村 には、今後、人口減少等で地域の支え手も少なくなっていく中でどのようにして行政サービスを提供して いくかという課題があると考えている、そのため、市町村には、将来の行政需要等を見込んで、その課題 にどう対応していくかという「地域の未来予測」を作成していただくことが重要であり、そうした取組が 広がっていくよう働きかけていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、物価高騰対応生活者支援交付金について、対応窓口はどこになるのか、また、社会福祉協議会でお金を借りていた生活困窮者もこの交付金で支援することはできるのかとの質疑があり、執行部から、対応窓口は、物価高騰に対する事業を行う各市町村の事業担当課となる、また、この交付金は、市町村の取組への補助を想定しており、生活困窮者への支援については、市町村がそのような支援事業に取り組むかどうかによるとの答弁がありました。

次に、委員から、阿蘇草原再生事業について、野焼きは、阿蘇の世界遺産登録に向けて大きな要素になっていると聞いているが、県としてどのように取り組んでいるのかとの質疑があり、執行部から、野焼きは、阿蘇の世界遺産登録に向けて重要な要素であると認識している、最近は、野焼きを行わない牧野も出てきており、阿蘇グリーンストックなどと協力しながら、野焼き再開の支援、ICTを活用した実証事業、野焼きによる森林火災等への補償に係る損害賠償保険の創設の働きかけなど、県として様々な取組をしているとの答弁がありました。

次に、委員から、球磨川流域復興基金交付金について、今回減額補正となっているが、基金の活用が積極的に進むよう柔軟に対応することも一つの方策であり、復興の足かせになっているとの評価につながらないよう被災地の支援を頑張ってほしいとの要望がありました。

関連して、委員から、今回減額補正した分は、来年度以降も使えるのかとの質疑があり、執行部から、 今回減額した分は、基金から取り崩さず、基金に残るので、来年度以降も使える、引き続き、市町村の細 かなニーズを酌み取りながら取り組んでいきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、この交付金については毎年度検証しながら、メニューを増やしたり、重点化されたりしていることはありがたい、今後も定期的に、市町村にこの交付金の積極的な活用を促すアナウンスをするなど周知にも力を入れてほしいとの要望がありました。

【第7回委員会分】

委員から、くまモン使用許可等管理事業において、以前に受けていたくまモンの使用許可を更新する際に、その許可基準等が厳しくなっているのではないかとの声を聞くが、そのような実態はあるのかとの質疑があり、執行部から、くまモンの使用許可基準等を厳しくしていることはないが、改めて許可を受けている事業者の方からも話を聞いて適切に対応したいとの答弁がありました。

次に、委員から、令和5年度の当初予算について、半導体のさらなる集積に向けた取組として、TSM Cの進出に関係する予算が計上されている、TSMCの進出に伴い、県が市町村と意見交換を実施したと聞いたが、市町村からはどのような意見があったかとの質疑があり、執行部から、多くの地域で、工業用地・住宅用地整備等の土地開発や関連企業の誘致、台湾人観光客の誘客、人材流出への懸念や人材育成、渋滞対策や道路整備、地下水保全への取組、情報共有などについて意見があったので、今後、これらの意見を踏まえながら、市町村等と連携して取組を進めていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、TSMCの進出に対する県北と県南の置かれた状況は異なるが、本県にとってTSMCの進出はビッグチャンスであることを県民全体に理解していただく必要があるので、例えば、移住定住は県南地域を重点化するなど、県民全体でTSMCの進出効果について理解が得られるような取組を進めてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、地域交通企画調整事業に関連して、他の政令指定都市では、市の中心部の利便性がよい場所に野球場やサッカースタジアムを新設しているところがある、熊本でも同様に、熊本市内中心部においてイベント等が開催できるスポーツ施設の整備などについて、県として何か計画しているかとの質疑があり、執行部から、今年度、県内のスポーツ施設の在り方について調査事業を行っており、その調査結果を踏まえ、県内のスポーツ施設の在り方について方向性を取りまとめていくとの答弁がありました。

次に、委員から、県のDXの取組について、DXで業務の効率化を図るためには、情報や公文書管理の在り方等を整理するなど、多くの課題解消が必要であり、そのためには一定の予算を確保して取り組む必要があると思うが、今回、DXに関する予算は少ないのではないかとの質疑があり、執行部から、DXの取組は、予算を拡充しながら、全庁的な取組として進めているところであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、DXに取り組むに当たり、DXで何を具体化したいか、DXによって何を目指すのかといった方向性が明快になっていないとうまく進まないので、誰かが旗を振って進めることが重要であり、その視点を踏まえて県のDXを進めてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、データ連携基盤構築等推進事業において、官民データの相互連携と記載があるが、行政が民に求めるものは何か、また、本来は国がこの基盤をつくり、県はそれに合わせていくべきと思うが、県がこれから取り組むとしても後戻りしないのかとの質疑があり、執行部から、データ連携基盤におけるデータの活用については、例えば、防災や医療などにおいて、市町村が自ら保有していたデータの活用に加え、リアルタイムで民間や国、県が持つデータも含めたデータを活用し、サービスを創造していくことが考えられる、また、今回構築する基盤は、デジタル庁が示す仕様に沿って構築するものであるとの答弁がありました。

次に、委員から、熊本県立大学の運営について、同大学の白石理事長が、「核兵器のない世界」に向け た国際賢人会議の座長に就任され、世界から注目されているが、これを機会に、大学全体で平和への認識 を深め、国際平和に関する学科の創設などを行い、それを大学の特色としてアピールしてほしいとの要望 がありました。

厚生常任委員会

【第6回委員会分】

委員から、新型コロナワクチンの接種については、重症化の予防や流行の抑制の面から必要と考えられるが、5回目接種における接種率が極めて低い状態が続いている、接種率を伸ばしていくための対応やワクチン廃棄の状況について教えてほしいとの質疑があり、執行部から、ワクチン接種については、希望される方全でが年度内に接種できるよう、様々な広報媒体を通じて呼びかけている、県民広域接種センターの利用数も予定より少ないが、本県の20歳から40歳代の接種率は全国平均よりも1.5倍程高く、平日夜間や休日にしか接種できない方への役割は果たしていると考えている、ワクチンの廃棄状況については、市町村の廃棄量は把握できていないが、県民広域接種センターでは廃棄の実績はないとの答弁がありました。次に、委員から、新型コロナ感染症に罹患した後の後遺症について、県の窓口への相談の状況はどうなっているかとの質疑があり、執行部から、罹患後の後遺症、いわゆる罹患後症状に関する相談については、新型コロナの専用相談窓口において、一般的な相談と併せて受け付けており、全体の相談件数が月3千から4千件あるうち、罹患後症状に関する相談件数は30件以下である、罹患後症状には様々な症状があるため、まずは、かかりつけ医に相談した上で、専門医療機関に相談いただくよう案内しているとの答弁がありました。

次に、委員から、感染症予防費の減額に関連して、梅毒等の感染者が若い人を中心に非常に増えていると聞くが、県内の感染状況等を教えてほしいとの質疑があり、執行部から、梅毒の感染者数は、令和3年の131件から、令和4年は過去最多の197件と増加傾向にある、県としては、まず、梅毒などの性感染症について詳しく知っていただくことが必要と考え、医療機関と連携して症状を詳しく紹介する動画を作成する等の取組を進めており、今後若い世代へ行き届くよう、予防の啓発をしっかり進めていくとの答弁がありました。

次に、委員から、公衆衛生獣医師確保育成事業について、本県でも他県との競争となりながら、県の採用試験の対象年齢を定年退職の前年まで引き上げるなどして、獣医師の確保に努めていると思うが、来年度入庁予定の獣医師の採用は目標どおりできているのかとの質疑があり、執行部から、来年度の採用予定19人に対して、受験者は4人で採用内定は3人だったが、既に1人から内定の辞退があり、最終的に2人を採用する見込みで、目標の達成は厳しい状況であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、公衆衛生獣医師として行政に入る人は、全国的に少ないと聞いている、県庁の獣医師の仕事の魅力を伝えていくとともに、このような育成事業も拡充するなどしながら、獣医師の確保について抜本的に考えていくべきではないかとの質疑があり、執行部から、現在、大学へのリクルート活動、臨床の獣医師の方向けの雑誌への求人掲載等の取組を進めており、また、受験機会の拡大についても検討している、さらに、昨年4月から初任給調整手当も引き上げており、このようなことと併せて、公衆衛生獣医師の仕事の魅力についてもしっかりとアピールしながら、採用につなげていきたいとの答弁がありました。

【第7回委員会分】

委員から、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが「5類」に変更されることに伴い、国から示された方針等を踏まえて準備を進めるとのことだが、「5類」に変更されても医療機関の対応としては、ほぼ変わらず、患者の入院調整を医療機関同士で行うと患者の押しつけ合いが出てくることが懸念されるため、入院調整については、「5類」移行後も一定期間は行政が関与すべきではないか、今後の取扱いはどうなるのかとの質疑があり、執行部から、「5類」移行後の入院調整の取扱いについて、本年3月10日に政府が決定した方針においては、軽症については医療機関同士で調整を行うが、重症と中等症については9月頃まで行政が調整を行い、その後は状況を見ながら医療機関同士での調整に移行するとの内容が示されている、ただし、医療機関同士での調整に苦慮する事案が生じる等の懸念があることから、国から県に対して、4月中に入院調整に係る移行計画を策定するよう求められている、県としては、国からの説明内容を踏まえて、移行が円滑に進むよう計画を策定していくとの答弁がありました。

次に、委員から、子ども医療費助成事業について、今回、県において市町村への助成を拡充することとなるが、既に子ども医療費の助成を15歳までとしていた市町村における今回の県の助成拡充を受けての状況を教えてほしいとの質疑があり、執行部から、現在、議会で議論中の市町村もあるが、全ての市町村において、拡充や一部負担金の廃止等、何らかの取組が実施される方向と認識しているとの答弁がありました。

関連して、委員から、この子ども医療費助成については、各市町村で差がないことが一番だが、それ以外の支援策の拡充についても議論を進めてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、救急医療施設運営費補助について、医師の不足が言われる中、救命救急センターの医師やヘリコプター添乗医師の確保については、どう対応しているかとの質疑があり、執行部から、県内3か所の救命救急センターについては救急科が設置され、24時間365日体制で重篤患者を引き受けることを前提として勤務時間の割り振りが行われており、初動対応ができている、また、ヘリコプター添乗医師については、病院間搬送の場合には、搬送先の病院の医師が搭乗し、搬送元の病院へ患者を迎えに行くという方法が確立されているとの答弁がありました。

次に、委員から、地域医療構想推進事業について、厚生労働省が全国436の公立病院を再編統合の再検証対象としているが、公立病院が病床削減の中心となっているのではないかとの質疑があり、執行部から、国の再検証の対象となる公立病院は県内に6つあり、既に再検証は完了しているが、病床削減ありきではなく、減床と併せて地域に根差した医療を提供していく等、地域医療構想調整会議において、地域の実情に沿って検討して合意を得た内容で、今後、体制整備が進められる予定であるとの答弁がありました。さらに、委員から、新たな感染症の拡大時の対応の観点から、公立病院の病床数に一定程度余裕を持た

さらに、委員から、新たな感染症の拡大時の対応の観点から、公立病院の病床数に一定程度余裕を持たせた医療提供体制が必要であり、地域医療構想の一部修正が必要ではないかとの質疑があり、執行部から、地域医療構想は、2025年の医療需要を基に推計し適切な病床機能を維持していくことを目的としており、各地域において、それぞれの実情を踏まえて将来の地域医療をどう確保していくのか検討する必要がある、新型コロナウイルス感染症の対応において、公立病院が果たした役割は非常に大きいが、公立病院に対して、将来の感染症拡大を見据えて、余裕を持った病床の確保を求めることは難しいと考えるとの答弁がありました。

経済環境常任委員会

【第6回委員会分】

委員から、ウクライナからの避難民受入支援事業に関連して、戦況がさらに長引くようであれば就労支援も必要ではないかとの質疑があり、執行部から、県内にウクライナから避難された16人のうち、1人は受入団体で手厚い支援を受け、就労も兼ねて他県に転出している、残り15人についても一部の方は就労しており、今後もこれら避難民の方々の意向も伺いながら必要な支援を行っていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、ウクライナ侵攻は終わりの見えない状況であり、引き続き、精神面も含めたサポートをお願いしたいとの要望がありました。

次に、委員から、企業局の今年度の電気事業会計について、当初予算では黒字と見込んでいたところ、 最終的には赤字となっている、今後、黒字を維持していくとの話を聞いていた中での赤字であり、経営計画の見直しを考えているのかとの質疑があり、執行部から、今年度は、緑川発電所においてFIT単価での発電を見込んでいたが、単価適用の手続に時間を要し、単価の適用時期がずれ込んだことで赤字となった、ただ、FIT単価が適用される期間に変わりはないため、得られる総収入は変わらないことになるとの答弁がありました。

さらに、委員から、消費者の支払う電気料金は上昇しており、電気料金とバランスの取れた売電価格となるよう、電力事業者とはしっかり話をしながら進めてもらいたいとの要望がありました。

次に、委員から、TSMC進出に関連して、熊本は世界から注目されており、今後、企業の集積が加速すると見込まれている、現在、計画している工業団地の増設で対応できるのか、計画の見直し等を検討しているのかとの質疑があり、執行部から、工業団地の増設は、県営で合志市と菊池市の2か所に計画しているほか、市町村でも準備をしている、また、必要に応じて民間の土地も活用しながら、熊本に多くの企業が集積できるよう努めていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、TSMC進出に関連して、経済界からは、人材が集まる企業、集まらない企業があり、企業間で偏りがあるという話や、人材不足の中で技能実習生など外国人材を活用していく必要があるとの話を聞く、これら人材確保の面での課題についてそれぞれの点からバランスを取っていく必要があると考えるが業種ごとに状況は異なるため、現状、どのように取り組んでいるのかとの質疑があり、執行部から、半導体人材の確保については、半導体人材育成会議を通じて、産業界や熊本大学、高等専門学校などと意見交換し、どのような人材が必要か協議しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、TSMC進出関連だけではなく、中小零細企業、地場企業についてもしっかり対応 してほしいとの要望がありました。

【第7回委員会分】

委員から、TSMC進出に伴う地下水保全の取組に関連して、JASMでは地下水を1日当たり約12,000トン取水すると聞くが、そのうち、どれくらい排水されるのかとの質疑があり、執行部から、JASMからは、取水量の7割以上をリサイクルするとの方針が出されており、かなり排水量は減ると見込まれるが、施設の導入前で検討中であるため、具体的な数値は未定とのことであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、JASMからの排水は下水道処理施設で処理された後、坪井川を経由して有明海に流れるが、どのように処理されるのか、その際、行政による対応はどのようになっているのかとの質疑があり、執行部から、行政による対応については、下水道法や水質汚濁防止法等による規制があり、排水については、下水道で処理できない物質は沈殿などの水処理によって基準値以下にして下水道へ放流することを確認している、また、下水道から坪井川に排水されるが、熊本市が坪井川の上代橋や河口で定期的な環境調査を行っており、県では、熊本市、菊陽町と連携してしっかりとこの問題に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、漁業者は、JASMから大量の排水が海に流れてくると思い不安を感じているのではないか、海への影響がないよう、さらに熊本市等と連携して監視、調査をしてほしいとの要望がありました。

関連して、委員から、環境生活部長の総括説明の中で、県の地下水保全条例に基づく許可に係る地下水 涵養量について見直すという説明があったが、どのように見直していくのかとの質疑があり、執行部か ら、現在の地下水涵養指針では、採取量の1割を目標として地下水涵養に取り組むこととしており、この 目標のままでは地下水の収支バランスを崩すことにもなりかねないと考えている、県としては、持続的な 地下水保全を図るよう学識経験者の意見も聞きながら、来年度当初から検討していきたいとの答弁があり ました。

次に、委員から、観光戦略部長の総括説明の中で、県内観光の現状について説明があったが、観光関連産業の復活は大事なことであり、今後、どのように取り組むのかとの質疑があり、執行部から、宿泊客数については、コロナ前の水準を確保できるよう取組を進めていきたい、特に台湾からのインバウンドについて誘客の強化を図るため、旅行商品の造成・販売への支援、観光レップという現地代理人の配置、修学旅行を呼び込むための相談窓口の設置などに加え、県内を周遊してもらうためのTSMC社員等向けモニターツアーなどを実施しながらしっかりと取り組んでいきたいとの答弁がありました。

農林水産常任委員会

【第6回委員会分】

委員から、収入保険加入緊急支援事業について、本県の収入保険への加入経営体数は、ほぼ目標を達成しているということであるが、これは本県が保険に加入する際の一時金の助成を行ったことで加入促進が図られた結果だと考えているので、本県独自の取組の効果を検証して国へ伝え、令和6年度の制度改正に反映させてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、飼料高騰対策について、現在の国際情勢を考えると飼料価格が下がる見通しが立たない、今後、どのように自給飼料の増産に取り組んでいくのか、また、飼料価格がこのまま高止まりしてしまうことになると、配合飼料価格安定制度の見直しが必要ではないかとの質疑があり、執行部から、自給飼料の増産については、子実用とうもろこし等の積極的生産、コントラクターなど外部組織の強化等に取り組んでいきたい、また、配合飼料価格安定制度については、激変緩和措置であるため、補填金は減っていく見込みであるが、国は、今年度末まで支援措置を続けるものと思われる、今後の国の対応について

は、引き続き情報収集を行っていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、養豚業も配合飼料を使っているが、穀物飼料の国内生産は、費用対効果の面で考えれば現実的ではない、また、今のところ若干豚の値段が高いが、養豚業者の経営が厳しいのは確かなので、飼料高騰に対する支援を検討してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、中山間地域の棚田における農業生産基盤整備事業について、基盤整備を行う場合のB/Cには、受益者とは関係ない埋蔵文化財の調査費がコストとして含まれたり、今よりも生産性を上げることが求められているが、将来にわたり中山間地域の農地を守っていくためには、生産性の向上だけではなく農地を維持していくという観点からの基盤整備も必要ではないかとの質疑があり、執行部から、埋蔵文化財の調査費用の取扱いについては国に要望している、また、基盤整備事業による効果については、作物生産効果だけではなく、多面的機能も効果として評価しており、引き続き、農業効果と多面的機能の双方を合わせた価値を適切に評価していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、県産あさり「熊本モデル」周知業務について、アサリの偽装問題については、偽装根 絶とアサリの資源回復に一生懸命取り組まれていると思うが、今後も偽装防止を徹底し、熊本ブランドの 品質向上を図ってほしいとの要望がありました。

次に、委員から、暴風雪によるノリ養殖被害について、ノリ網等の撤去は県が、処分は関係する市町が対応すると聞いているが、ノリ養殖業者が既に撤去したものも県の支援対象となるのかとの質疑があり、執行部から、被災直後から撤去したものも対象となる、なお、県では、本年1月24日の被害発生後、直ちに現状確認調査を行っており、ノリ網等の撤去・処分について、関係市町と連携して支援することとしているとの答弁がありました。

【第7回委員会分】

委員から、「くまもと黒毛和牛」統一銘柄の取組について、昨年5月から、東京都の食肉市場への出荷が前年比約4倍まで増加するなど統一ブランドを作ってきた効果が数字として現れてきている。これは農業団体や企業がそれぞれで販売してきたものを一緒にやろうという取組であるが、一体的に取り組む中での問題等についてどのように認識しているのかとの質疑があり、執行部から、首都圏市場への出荷を定着させ、頭数を増加させること及び高品質のものを出荷できるような生産面の強化が今後の課題と認識しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、首都圏への出荷はぜひ定着してもらいたい、そのためには、輸送コストの採算が取れて、高価格となるよう努力をしてほしい、また、熊本の牛肉は美味しいということを海外に向けても発信してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、県産農林水産物の輸出について、豊富な農産品は本県の強みであり、TSMCの進出に加え、空港も整備され、海外輸出も含めた貨物便をつくる必要があるという話もあっているが、農産物の輸出を考えている事業者にとって、県の輸出担当窓口が分かりにくいのではないかとの質疑があり、執行部から、輸出については、担当課である観光戦略部の販路拡大ビジネス課と連携して取り組んでおり、農産品の輸出を希望する事業者に関する話があった場合は、すぐに観光戦略部と農林水産部関係課で共有して対応しているとの答弁がありました。

関連して、委員から、本県には国内トップレベルの農林水産物があるので、むしろ農林水産部が率先して取り組んでほしいとの要望がありました。

次に、委員から、森林サービス産業創出事業について、現在、森林空間を活用してバギー場にしたり、 チェンソーでレジンテーブルを製作し海外への輸出を計画している人もいる、今後こうした人たちが多く 出てくるのではと感じており、このような方々に対して、県は支援をしていく考えはあるか、また、幅広 い林業の担い手をつくる上で、自己所有の山で木の伐採から出荷まで自ら行う自伐林家への支援も必要で はないかとの質疑があり、執行部から、森林サービス産業に係る支援については、市町村や森林組合等が 組織する協議会の中で、地域の様々な声や情報を汲みながら、地域の雇用などにつなげていきたい、ま た、自伐林家への支援については、自伐林家育成対策などの事業において、小型林業機械の導入等を支援 していくとの答弁がありました。

次に、委員から、次世代につなぐ森林づくり事業について、人工林の伐採跡地では、どれくらいの面積で再造林が可能なのか、また、自伐林家の数はどれくらいかとの質疑があり、執行部から、国の森林・林業基本計画における将来の森林の姿を踏まえ、単層林について伐採跡地の7割で再造林を目指している、また、自伐林家数は統計によるものではないが、100人から150人程度であるとの答弁がありました。

関連して、委員から、伐採跡地のうち再造林されない3割の土地については、経済目的に利用する森林にする必要はないが、災害の可能性を考えれば、何らかの植栽をする必要があるのではないかとの質疑があり、執行部から、再造林しない残りの3割の土地は天然更新によることになるが、森林計画制度上、5年程度たっても一定数の木が生えてこない場合は植林することとなっているとの答弁がありました。

次に、委員から、フードバレーアグリビジネスセンター推進事業について、当センターの認知度向上については、どのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、フードバレー構想策定から10年を迎え、設備投資への助成を活用した企業は成長しており、フードバレーの会員数も着実に伸びてきている、6次化等の支援を行うフードバレーアグリビジネスセンターの機材の更新やさらなる周知の在り方について、今後のフードバレーの展望とともに考えていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、フードバレー構想推進事業については、積極的な取組と地域に対するPRを行ってほしいとの要望がありました。

次に、委員から、農村RMO形成推進事業について、山村地域では高齢化、人口減少が進み生活が困難な状況になってきているので、山村等で暮らす方々の生活支援も含めて、地域がしっかり運営できるように指導してほしいとの要望がありました。

建設常任委員会

【第6回委員会分】

委員から、県道熊本高森線の4車線化事業について、県の対応が遅いとの意見があるが、実際のところ 事業は遅れているのかとの質疑があり、執行部から、熊本高森線4車線化については、令和7年度全線供 用という目標を立て、現在、収用申請等行いながら遅れが出ないよう事業を進めている、令和5年度に は、益城町惣領交差点までの供用を、それ以降も順次、供用を図りながら進めてまいりたいとの答弁があ りました。

さらに、委員から、益城町木山地区の土地区画整理事業についても、予定どおり進んでいるのかとの質疑があり、執行部から、土地区画整理事業については、令和9年度の供用に向け、現在、仮換地指定が8割を超え、宅地引渡しが約3割終わったところである、今後も計画的に仮換地指定や工事を進め、遅れが出ないように事業を進めていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、県においては、事業が順調に進んでいることをきちんとアピールしてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、管理瑕疵の専決処分に関連して、倒木や落ち枝による事故の議案が毎回提出されている、県として対策を講じているのは承知しているが、道路に覆いかぶさっている樹木が散見されるため、もう少し低木にするなど、何か対応を考えているのかとの質疑があり、執行部から、今回の事故は、街路樹ではなく、のり面に生え、大きく成長した樹木による事故であるが、来年度は、倒木関係、除草関係の予算を提案しており、それにより、しっかり対応できるのではと思っている、あわせて、通常のパトロールもしっかり行っていきたいとの答弁がありました。

関連して、委員から、民有地からの倒木による事故の場合の責任の所在はどうなるのか、道路管理者にも責任はあるのかとの質疑があり、執行部から、ケース・バイ・ケースではあるが、民有地からの倒木でも、道路管理者である熊本市に責任の一部を問う判決が昨年12月に確定しており、道路管理者の責任が問われる場合があると認識しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、そのような例があるのであれば、そういった事故が起きないよう、道路管理者としての責任をしっかり果たしてほしいとの要望がありました。

関連して、委員から、業者への道路維持管理の委託は、路線ごとに行っているのか、複数の路線をまとめて行っているのかとの質疑があり、執行部から、出先機関により様々であるが、大体1つの業者が複数の路線を管理していることが多いとの答弁がありました。

さらに、委員から、予算を均等に配分しても、道路の使用頻度などで、対応が必要な程度は違ってくる、例えば、県道益城矢部線では、落ち葉が多い場所の維持管理に通常の委託料では足りず、別枠で予算が必要になったと聞いている、また、業者の対応も様々であるため、路線ごとの状況も踏まえ、予算の配分を変えるなど見直しは考えられないのかとの質疑があり、執行部から、毎年、市町村等からの要望を踏まえ、出先機関と話し合って、路線ごとの予算を配分している、なお、突発的な事案については、その都度、出先機関からの要望を踏まえ、内容を吟味し、予算を配分しており、できる限り臨機応変に対応していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、今回の2月補正予算は、例年に比べ、減額幅が縮小されたと感じている、これは、執行率が上がり、国からの財源も確保されたということで、努力の成果の表れではないかと感じている、これからも、減額幅が縮小していくよう、県内の交通インフラ整備に取り組んでほしいが、土木部長の所感を伺いたいとの質疑があり、執行部から、今回、国の補正予算の配分額は、九州で2位、全国でも10位という結果になり、県議会議員や国会議員の方々も含めて「チームくまもと」として最大限頑張ってきた成果の一つだと思っている、さらに、来年度当初予算でも、昨年度より増額した予算を提案しており、災害からの復旧、復興、TSMC関連、幹線道路ネットワーク整備等々の課題がある中で、県民の皆様が安全

で豊かで暮らしやすい生活を送ることができるよう、精一杯頑張っていきたいとの答弁がありました。 さらに、委員から、様々な課題が山積しているが、今後とも精一杯取り組んでほしいとの要望がありま した。

【第7回委員会分】

委員から、県道大津植木線を含むTSMC周辺の道路は、工事車両の増加もあり、現在でも一日中渋滞しているが、地元から、新たな企業が進出することにより、さらに渋滞がひどくなるのではという心配の声も上がっている、道路行政に時間がかかることは理解しているが、いつまでに渋滞を緩和する見通しかとの質疑があり、執行部から、TSMC周辺の道路については、現在、様々な事業に着手しているが、これらは1、2年でできるものではないため、短期的に渋滞を緩和する対策として、関係機関と連携し、通勤バスの増便や信号の調整などで対応している、抜本的な交通渋滞の解消のためには、現在の道路整備計画を早く実現することが重要と考えており、用地買収や一部工事の着手など、できるところからしっかりと取り組んでいきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、限られた人員や財源の中、住民の負託に応えるだけの事業進捗が図れるのか不安に感じており、国からの支援や協力を求めていく考えはないのかとの質疑があり、執行部から、TSMC周辺の道路整備事業を実施するためには、国の支援が必要だと考えており、国に対して予算要求をしっかりと行っている、また、国の直轄事業である中九州横断道路の整備についても、用地取得を含め県も協力していくとの答弁がありました。

次に、委員から、今回、中九州横断道路整備のため、用地の先行取得費として4億円が計上されているが、その事業内容について説明してほしいとの質疑があり、執行部から、この事業は、県が事業用地について代行買収を行い、その後、国が県から用地を買い戻すものである、今後の事業スケジュールは、早くて令和5年5月に県と国との間で契約、協定を締結し、6月から県による代行買収を開始する予定であり、早期の道路供用開始に向け、用地取得にしっかりと取り組んでいきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、この4億円の内訳は何かとの質疑があり、執行部から、地権者の数は未定であるが、4億円は、合志インターチェンジと西合志インターチェンジとの区間の買収に必要な経費であり、その9割の3億6千万円が用地補償費となっているとの答弁がありました。

さらに、委員から、こういった予算は、前向きに国と話し合いをしながら、きちっと確保しておかないといけない、それが県のやる気を示すことになるので、ぜひよろしくお願いしたいとの要望がありました。次に、委員から、土木部長総括説明において、「交通安全に資する取組の強化として、特に摩耗した区画線の引き直しについては、県内全域で集中的に取り組む。」とあったが、もう少し具体的に説明してほしいとの質疑があり、執行部から、道路の区画線については、市町村や住民から区画線が消えていると御指摘いただいた箇所について、その都度、道路パトロール等により摩耗状況を把握し、優先度の高い箇所から引き直しを行うとともに、舗装補修工事に伴って更新しているが、区画線の更新が摩耗の進行に追いついていないというのが現状である、来年度当初予算の中で、区画線緊急対策費用として、3億5,900万円余を計上しており、これにより、県管理道路の区画線約8,000kmのうち、摩耗していると推測される区画線875kmの引き直しを進めていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、五木村振興の財政支援は、長い歴史の中で、色々な変遷があったことを踏まえて、知事が決断され、覚悟を示されたものだと思う、議会も熊本県五木村振興推進条例を改正した、大きな災害が起きた下流域を守るための流水型ダム事業であり、県としては、いろいろと負担をかける五木村に理解を求め、支援していくということだと思うので、執行部は、県民の様々な意見に謙虚に耳を傾けながら事業を推進してほしい、再びあのような災害が起こるかもしれないので、環境アセスメントなどの手続に時間はかかると思うが、一刻も早く本体工事を進めるため頑張ってもらうとともに、ダムが建設される相良村の振興についても、早期に県としての支援策をまとめてほしいとの要望がありました。

教育警察常任委員会

【第6回委員会分】

委員から、教育長の総括説明の中で、女子生徒の体に触れるなどの行為を行った中学校教諭を免職にするなど、3人の教職員の不祥事についての報告があったが、被害に遭われた生徒が、その後、通常どおり学校に行ける状況になっているのかとの質疑があり、執行部から、いずれの事案についても、学校の中で被害に遭われた生徒に対するフォロー体制を取っていることから、事案発覚後も学校に登校されており、その後の学校生活で問題があったとは聞いていないとの答弁がありました。

さらに、委員から、議会のたびに、不祥事の報告があっているので、不祥事が発生しないよう全力で取り組んでいただきたいとの要望がありました。

次に、委員から、教職員給与費が大きく減額補正してあるが、これは教員の配置数が定数に満たないことが原因と思うが、現状はどうなっているのかとの質疑があり、執行部から、教員不足を埋めるべく教員確保に努めているが、完全には埋められていない、昨年5月時点では定数に対して県全体で97人が不足しており、学校現場から教員不足で困っているとの声を聞いており、引き続き教員の確保に努力していきたいとの答弁がありました。

関連して、委員から、教員不足は、小学校で特に深刻だと聞くが、その要因は何かとの質疑があり、執行部から、小学校教員の不足要因の1つは、現在、退職者が多くなっていること、もう1つは、就職時に教員以外を選択する教育学部の学生が増えていること、これは、学校現場が多忙で長時間労働となっていることなどが背景にあると思われ、学校における働き方改革や教職の魅力発信を進めていく必要があると考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、小学校は人生における大事な時期なので、教職の魅力発信などに力を入れてほしい との要望がありました。

次に、委員から、就学支援金交付等事業費の減額補正について、どんな事業内容で、何人ぐらいの利用を想定していたのか、また、所得制限はあるのかとの質疑があり、執行部から、この事業は、高校における授業料の負担軽減を目的としたものであり、その事業費は、前年度の生徒数に進学率や進級率などを乗じて積算している、当初は2万5,117人の利用を見込んでいたが、実績は2万3,593人であり、見込みより1,524人下回った、また、大まかな年収の目安は、910万円未満であり、昨年度における事業の利用率は84.1%であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、高等学校等進学奨励費の奨学のための給付金事業については、教育振興費全体の当初予算額が約9億円であるのに対し、約2億1,300万円の減額補正と大きくなっているが、当初の利用見込みの人数から実績の見込みが何人減ったのかとの質疑があり、執行部から、当初見込みは約5,000人で、実績の見込みは3,657人である、当事業は、低所得世帯の授業料以外の教育費負担軽減を行うものであり、確実に給付ができるよう余裕を持った予算、いわゆる待ち受け予算として確保しているため、どうしても執行残が大きくなってしまうとの答弁がありました。

さらに、委員から、これら就学支援金交付等事業や奨学のための給付金事業は、確実な執行のために余裕を持った予算を確保することは理解できる、ただ、このように補正での減額が大きい事業については、執行部はもっと丁寧な説明を行ってもらいたい、また、委員会がインターネット中継され、県民の方でも視聴できるということからも、その点についてお願いしたいとの要望がありました。

次に、委員から、交通安全施設費における信号機のLED化について、以前の信号機は台風などで回転して向きが変わったりしていたが、今はLED化で軽量になって、そういった影響も少なくなってきていると思う、どれくらいLED化がなされているのかとの質疑があり、執行部から、令和4年3月現在、県下に2,836箇所の信号機を設置しており、そのうち1,843箇所のLED化を進めており、率にして約65%となっているとの答弁がありました。

【第7回委員会分】

委員から、交通安全アドバイザー事業について、警察本部長の総括説明の中で、自転車が関与する交通 事故の防止に向けた体験型の交通安全教育を強化するとあったが、この事業は誰を対象としているのかと の質疑があり、執行部から、本事業では全ての県民を対象としており、自転車シミュレーターという機材 を積んだ車で専従の交通安全アドバイザーが各地を回り、参加実践型の交通安全教育を実施する予定であ る、また、TSMCの社員の方や技能実習生等の海外から転入してこられた方に対する日本の交通ルール の周知活動も行う予定であるとの答弁がありました。

次に、委員から、交通の安全と円滑の確保事業において、天草未来大橋が開通したことによる交通の円滑化に向けた信号制御等のソフト対策はどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、天草未来大橋を含む本渡道路が開通したことにより、通過交通の分散化が図られ、天草瀬戸大橋周辺の交通渋滞は緩和したと聞いている、今後も本渡道路周辺における交通渋滞の変化に応じて、最適な信号制御等に努めていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、スクールロイヤー活用事業について、昨年、いくつかの学校を訪問し、学校現場の先生方の話を聞いたが、先生方は、保護者からのクレームへの対応に負担を感じておられ、そのことが教員不足につながっているのではないかと感じた、教職員が一人で抱え込まず、管理職が対応したり、法律の専門家であるスクールロイヤーを活用しながら対応することが大切と思うが、スクールロイヤーへの相談実績はどうなっているのかとの質疑があり、執行部から、この事業における相談実績は、昨年度は8件であったが、今年度は26件である、学校や市町村教育委員会からの要請を受け、担当課で日程調整を行い、相談しやすい体制をつくっているとの答弁がありました。

さらに、委員から、教職員が保護者のことで問題を抱え込むことがないように、県の教育委員会はしっ

かり支えるということを教職員にアピールしてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、夜間中学入学希望事前調査の結果報告について、夜間中学が設置される熊本市からの 入学希望者は3学年の定員60名に対して17名となっている、熊本市の人口からすると、もっと多いと思っ ていたが、情報発信の仕方はどうだったのかとの質疑があり、執行部から、今回の調査では、熊本市のL INEでの広報や県のSNS等を活用しての情報発信を行った、入学者の人数としては熊本市も多くなる と想定しているので、今後とも熊本市教育委員会とも連携して、さらに夜間中学の周知広報に努めていき たいとの答弁がありました。

高速交通ネットワーク整備推進特別委員会

本委員会は、高速交通体系に関する件及び熊本都市圏交通に関する件について、本年度におきましては、これまで委員会を4回開催し、審議を行ってまいりました。

昨年11月には、愛知県及び静岡県において、付議事件に係る調査を実施し、空港関係では中部国際空港 及び静岡空港の運営状況、道路関係では静岡県の伊豆中央道・修善寺道路において、有料道路のETC多 目的利用サービスであるETCXの運用状況、また、空港アクセス道路として整備中の金谷御前崎連絡道 路などについて調査を行ってまいりました。

それでは、本委員会に付託されました調査事件の審議の内容を要約して御報告申し上げます。

まず、「高速交通体系に関する件」では、執行部から、高規格幹線道路等の整備、航空路線の利用促進、阿蘇くまもと空港の運営の民間委託、並びに空港アクセス改善の状況について説明がありました。

これに対し、中九州横断道路の整備について、委員から、TSMC進出に伴う渋滞解消のため、早期完成が必要であるが、国に対してどのように協力し、要望していくのか、また、県として開通時期をどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、用地交渉等を地元と一緒に取り組むことで協力するとともに、合志一熊本間及び大津西一合志間については、なるべく両方同時に工事を進めてもらうよう国に要望する、また、開通時期については具体的には示せないが、事業費の確保を国にしっかり要望し、早期整備につなげていくとの答弁がありました。

また、委員から、有料道路方式にするかどうかという整備手法により完成時期が変わってくると思われるが、現在どのような状況かとの質疑があり、執行部から、熊本環状連絡道路も含め、国から、有料道路事業活用の検討を行う旨示されており、国としっかり協議を行っていくとの答弁がありました。これに対し、委員から、早期整備のためには有料道路方式が有効であることを県民に理解していただくために、しっかり情報発信してほしいとの意見が出されました。

次に、熊本都市圏の道路渋滞について、委員から、県民に大きな負荷がかかっており、熊本都市圏道路は整備を要する必然の社会資本であるとの認識が必要であり、また、県として、県民に整備時期の目標を示す必要があると考えるが、どのように対応していくのかとの質疑があり、執行部から、県民の期待を受け止め、熊本都市圏道路の必要性や進捗を県民にしっかり説明していく、また、整備時期については、都市計画や環境影響評価の手続を見据えながら示していく必要があるため、出来るだけ早期に各手続に着手できるよう取り組むとの答弁がありました。

また、阿蘇くまもと空港について、委員から、TSMC進出により、旅客だけでなく、貨物ターミナルとしての役割も担うことになるが、来年度の航空貨物の実証事業はどのような形で行うのかとの質疑があり、執行部から、チャイナエアラインの台北線を活用する方向で同社と協議を行っているとの答弁がありました。これに対して、委員から、今後、香港線の活用や国内の他の空港への貨物輸送の話も出てくると思われる、県の農産物や半導体製品をどのように運ぶのかという課題もあり、しっかり取り組んでほしいとの意見が出されました。

さらに、委員から、空港の運用時間延長の検討状況はどうかとの質疑があり、執行部から、エアラインの意向、空港周辺の住民の理解が重要であり、今後、必要に応じて地元への説明の機会を設けるとともに、航空会社の需要も把握していくとの答弁がありました。

また、空港アクセス鉄道について、委員から、県民だけでなく、県外から来られる方の利便性向上も重要であり、やり遂げなければならないと考えるが、どのように対応していくのかとの質疑があり、執行部から、JRや国との協議、県民総合運動公園のアクセス改善などの課題を踏まえ、しっかり取り組むとの答弁がありました。これに対して、委員から、アクセス鉄道は県外の皆様にも非常に有効な施策であることをPRする必要があるとの意見が出されました。

さらに、委員から、国の1/3の財政支援はアクセス鉄道建設の絶対条件なのかとの質疑があり、執行部から、絶対条件とは考えていない、国にあらゆる工夫を通じての支援を要望し、鉄道事業許可に向けて、全力で取り組むとの答弁がありました。

また、空港アクセス鉄道に関連して課題となっている県民総合運動公園のアクセス改善について、委員から、運動公園の駐車場や周辺道路の実態を踏まえ、現状の施設・設備を最大限活用するとともに、駐車場の拡充を含めて様々な対応を検討してほしいとの要望がありました。

次に、「熊本都市圏交通に関する件」では、執行部から、熊本都市圏交通施策の主な取組について説明 がありました。

これに対し、委員から、熊本都市圏総合交通戦略は、熊本市との協議が大変重要であると考えるが、どのように対応していくのかとの質疑があり、執行部から、施策の大半は熊本市との協議が必要なものであり、今後、熊本市と協議を進め、早期に着手していくとの答弁がありました。

また、委員から、パーク・アンド・ライドの取組の効果はどうなっているのかとの質疑があり、執行部から、確保している駐車場の稼働率は現在57%程度、274台が利用しており、今後も1台でも多く利用してもらうよう、企業への働きかけや広報活動を徹底するとの答弁がありました。

以上が、本年度審議された主な内容でございますが、本委員会は以上のような審議のもと、本定例会をもって付託調査事件の調査を終了し、その任務を終了することに全会一致をもって決定いたしました。

有明海・八代海再生及びゼロカーボン社会推進特別委員会

本委員会は、「有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件」、並びに「2050年県内CO₂排出実質ゼロに向けた取組に関する件」について、本年度、委員会を4回 開催し、審議を行ってまいりました。 昨年11月には、有明海・八代海における漁業の振興の参考とするため、広島県において、カキ研究の現状及びカキの種苗生産施設を調査するとともに、2050年県内CO2排出実質ゼロに向けた取組への参考とするため、北九州市のエコタウン事業の取組及び民間事業者のポリエステル製衣料の樹脂化技術について、また、兵庫県尼崎市の環境モデル都市選定以降の取組について、また、大阪府において、民間事業者による、水素とCO2からメタンを生成する、メタネーション技術についての調査を行ってまいりました。それでは、本委員会に付託されました調査事件の審議の内容を要約して御報告申し上げます。

まず、「有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件」では、執行部から、対応状況や取組についての説明がありました。

これに対し、令和5年1月の暴風雪に伴うノリ養殖被害について、委員から、ノリ網や養殖支柱等の資材支援に係る、国との協議状況はいかがかとの質疑があり、執行部から、国は、ノリ養殖被害に対する支援を検討中と聞いており、引き続き、国・関係市町と連携して対応していくとの答弁がありました。

次に、「カレニア ミキモトイ」赤潮対策について、委員から、今後の被害軽減に向けた検討状況はいかがかとの質疑があり、執行部から、国に対して、「カレニア ミキモトイ」赤潮の発生メカニズムや予察技術の開発などの対策について、要望していくとともに、国などと連携して調査・研究に取り組むとの答弁がありました。

関連して、委員から、魚類養殖に適した漁場を探す取組の状況はいかがかとの質疑があり、執行部から、国の事業を活用して、地元養殖業者のグループによる底質調査などの漁場調査を実施していくとの答弁がありました。

次に、アサリの資源管理について、委員から、令和4年の水揚実績はどうなっているのかとの質疑があり、執行部から、令和4年実績は96トンとの答弁がありました。

関連して、委員から、今年、数十年ぶりにアサリが獲れたとのことで地元が大変喜んでいる、しかしながら、組合員が高齢化し、減少しており、組合員確保には漁獲量の回復が必要だが、今後どのように進めていくのかとの質疑があり、執行部から、稚貝の保護、母貝の育成といった取組を推進しており、令和4年秋の調査で、稚貝の発生を確認している、今後とも条例に基づき、資源回復に繋がる取組を進めてまいるとの答弁がありました。

次に、海岸漂着物の回収について、委員から、湾奥部に漂着したごみは、船や重機で回収ができず、人力に頼らざるを得ないが、時間が経過すると沈み、回収が難しくなる、早めに対処してほしいが、対応はどうしているのかとの質疑があり、執行部から、海岸は4管理者が所管しているが、漂流物等の情報の連絡窓口を漁港漁場整備課に一元化しており、情報があれば、各管理者へ連絡し、速やかに対策に着手することとしているとの答弁がありました。

次に、藻場造成の取組について、委員から、上天草地域にも海藻類に取り組んでいる漁業者が多いが、 今後、上天草市を整備計画に盛り込んでいく可能性はあるのかとの質疑があり、執行部から、藻場造成は 基本計画に基づき実施している、漁業者の意向を確認しながら、効果の見込まれる箇所を選定し、基本計 画に盛り込み、事業を進めていくとの答弁がありました。

次に、「2050年県内CO₂排出実質ゼロに向けた取組に関する件」では、執行部から、対応状況や取組についての説明がありました。

これに対し、「くまもとゼロカーボン行動ブック」を活用した環境教育について、委員から、小学5年生を対象に実施している背景は何かとの質疑があり、執行部から、小学5年生が、水俣病資料館や環境センターを訪問する「水俣に学ぶ肥後っ子教室」において、必ず環境学習を実施しており、その機会を捉えて、行動ブックを活用した普及啓発を行っているとの答弁がありました。

次に、再エネ導入の方向性について、委員から、今後、どの分野の再エネを増やし、将来、どのような 姿に導いていくのかとの質疑があり、執行部から、2030年度に電力消費量の50%を再エネでまかなうこと を目標に、非化石燃料の割合を向上させるため、太陽光発電など様々なエネルギー源を活用することで、 今後も着実な再エネ導入推進に取り組むとの答弁がありました。

次に、森林環境譲与税の活用について、委員から、森林整備は、カーボンニュートラルを進めるうえで 重要であるが、市町村では、森林環境譲与税の半分が基金に積み立てられている、令和4年度は、市町村 に基金を活用し、事業を進めてほしいが、県はどのように取り組んでいるのかとの質疑があり、執行部か ら、令和4年度は、市町村への譲与額12億円のうち、9割が事業化され、累計ではこれまでの譲与額の 65%が活用された、更なる事業化に向け、全市町村長へ状況説明を行い、有効活用に向けた理解をいただ いている、今後とも、具体的な提案を行い、しっかり対応してまいるとの答弁がありました。

以上が、本年度、審議された主な内容でございますが、本委員会は、以上のような審議のもと、本定例会をもって、付託調査事件の調査を終了し、その任務を終了することに全会一致をもって、決定いたしました。

地域対策特別委員会

本委員会は、新たな地方創生への取組に関する件及び行政サービスの維持向上に関する件について、本年度におきましては、これまで委員会を4回開催し、審議を行ってまいりました。

昨年11月には、山口県のDX推進拠点施設で進められているデジタル技術による様々な課題解決に向けた支援の取組を調査しました。また、移住希望地として躍進著しい広島県の移住・定住促進の取組を調査し、併せて、島根県において、民間企業主導による空き家再生と移住促進による地域再生の取組事例、さらに若者の県内就職やUIターンの促進及び魅力ある地域づくりを一体的に推進する公益財団法人の取組について調査を行ってまいりました。

それでは、本委員会に付託されました調査事件の審議の内容を要約して御報告申し上げます。 まず、「新たな地方創生への取組に関する件」であります。

DX関係、移住定住等関係の施策を中心に審議を進めました。DX関係については、各定例会を通して、執行部から国・県のDX関連施策の動向や状況、情報通信基盤の整備、市町村との連携などについて説明が行われ、移住定住関係では、各定例会を通して、移住定住推進本部の協議の状況、移住定住の促進に向けた各施策の取組状況について説明が行われました。

これに対し、委員から、DX推進にあたり、プログラミング人材が不足しており、大学のITやDX関係の教育の間口を広げ人材を育成する必要があると思うが、どうなっているのかとの質疑があり、執行部から、文系、理系に関わらず、様々な人材が必要になる、熊本大学、熊本県立大学、東海大学において、

垣根を越えたDX人材育成の連携強化が図られるなど取組が進みつつあるとの答弁がありました。

次に、委員から、通信事業者の公表によれば、携帯電話、光ファイバーとも、ほぼ全世帯がカバーされているとのことだが、サービスエリア内でもつながらないところが多数ある。住民が改善を要求する手だてはあるのかとの質疑があり、執行部から、直接の相談窓口はないが、国、自治体、通信事業者による地域協議会の場などにより、市町村から優先的にインフラ整備をすべき地区を確認している、これを踏まえ事業者に優先的な整備を求めていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、県がデータを公開するオープンデータは重要な取組であるが、データ更新はどのように考えているのか、関連して、国の統計データ等と連携しているのかとの質疑があり、執行部から、データは、定期的な更新を行うとともに、ニーズを把握し、新たなデータの掘り起こしにも努めていく、国・県・市町村など各々が個別に公開していくこととなるが、データ同士を組み合わせて活用する情報の提供なども検討する必要があると考えている、また、来年度、構築を予定しているエリア・データ連携基盤により、様々な主体のデータの結びつきによる新たなサービス創造にも取り組みたいとの答弁がありました。その他、委員から、DXは、紙文化を中心に生活してきた者も含めて、全ての者が恩恵を受けられるように進めてほしいとの要望がありました。

次に、移住定住関係について、委員から、移住相談が増加しているが、本県への移住者数はどれくらいか、また、増減を計るには、移住で転出する人数の把握が必要と思うが、調査しているのかとの質疑があり、執行部から、令和3年度の移住者は2,000人を超えており、本年度も昨年12月末時点で前年同月を上回っている、移住による転出者数は、転出理由の確認が難しく把握できていないが、住民基本台帳の移動状況では、社会減が数年前まで3,000人台であったのが、昨年は300人台まで減少し、大幅な減少を防ぐことができているとの答弁がありました。

次に、委員から、「女性が住みたくなるスタートアップ事業」の調査において、熊本に戻る不安要素に「賃金が安い」とあるが、賃金は低くても家賃や生活経費が安いといった熊本に住む魅力を打ち出すべきと思うが、どう対応するのかとの質疑があり、執行部から、調査では様々な意見があり、賃金だけではなく、働きやすさや子育て環境などトータルで自分らしい生活をしたい人も多いので、女性が働くうえでのモデルケースとなるものを発信し、熊本で暮らし、働くイメージを持っていただけるよう工夫して取り組みたいとの答弁がありました。

次に、委員から、頑張っているものの人口減少に歯止めがかからない市町村、あるいはポテンシャルは あるが、生かし切れていない市町村への移住を県として誘導していく考えはないのかとの質疑があり、執 行部から、移住希望者のニーズに沿って紹介するのが基本である、県とともに市町村の努力が重要であ り、市町村とともに全県的に推進していきたいとの答弁がありました。また、企業誘致の例では、被災地 域への補助率嵩上げやフードバレーなど、県南振興に力を入れた例があるとの説明がありました。

次に、「行政サービスの維持向上に関する件」であります。

各定例会を通して、執行部から市町村の行政サービスの維持・向上支援の取組状況、「地域の未来予測」の作成の現状と課題、第33次地方制度調査会の動きについて説明がなされ、審議を行いました。

これに対し、委員から、「地域の未来予測」の作成を検討していない自治体が38市町村となっている。 その理由が、「予算・人手が足りない」、「必要性が感じられない」などとなっており、少々のことでは状 況は変わらないと思うが、どう対応するのかとの質疑があり、執行部から、市町村の将来に向けた取組については、県が推進するだけではなく、市町村が自らの問題として考えていただくことが大事である、引き続き、あらゆる機会を捉えて市町村の意見を伺うとともに、国や県が考える課題意識を常に市町村と共有しながら進めていきたいとの答弁がありました。また、委員から、一挙に進むことは望めないと思うが、少しずつでも進めてほしいとの意見がありました。

以上が、本年度審議された主な内容でございますが、本委員会は、以上のような審議のもと、本定例会をもって付託調査事件の調査を終了することに全会一致をもって決定いたしました。